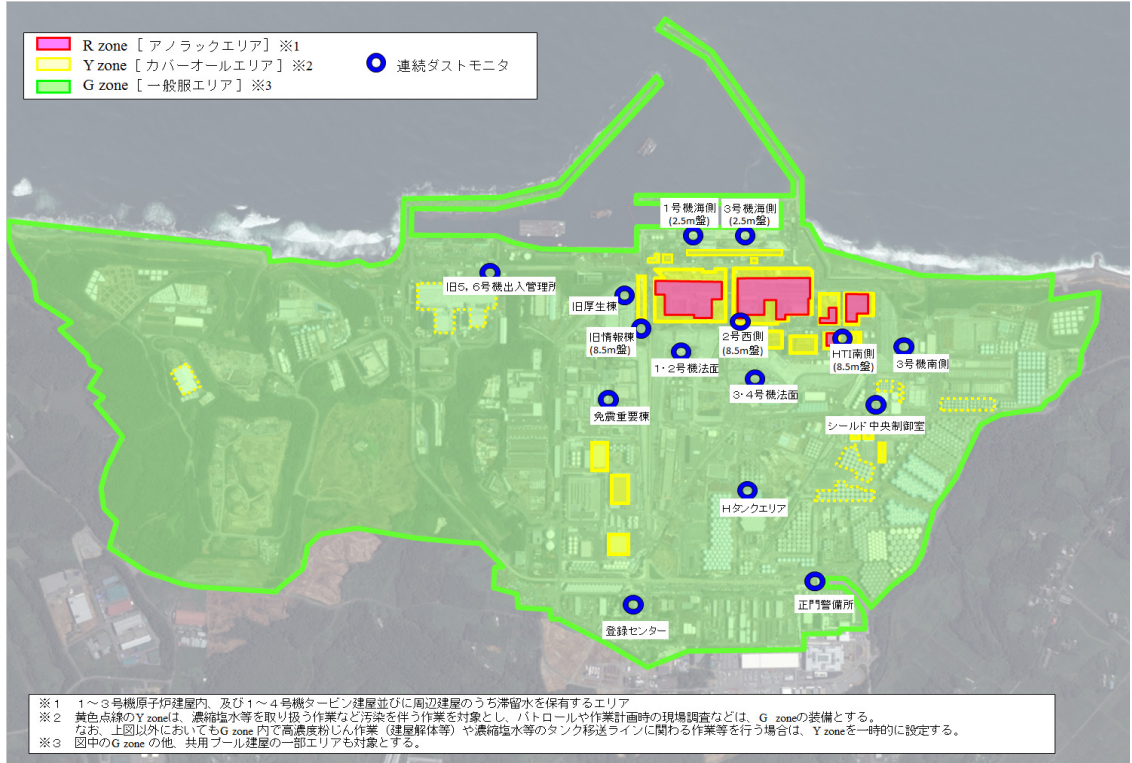


労働環境改善スケジュール

分野	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定		1月		2月			3月			4月		5月	備考
			26	2	9	16	23	1	8	15	下	上	中	下	節	
労働環境改善	防護装備	1 防護装備の適正化検討 (実績) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ ・管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日) (予定) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等) ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所等、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。	検討・設計	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討												
			現場作業	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化												
	人身安全	2 重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握 (実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) (予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等)	現場作業	情報共有、安全施策の検討・評価												
			健康管理	3 長期健康管理の実施 (実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・インフルエンザ予防接種の実施(1F構内臨時会場、近隣医療機関) ・2019年度対象者(社員)への「甲状腺超音波検査」(2F)実施 ・2019年度対象者(社員)への「甲状腺超音波検査」(柏崎刈羽)実施 ・2020年度対象者(社員)への「がん検査」案内に向けた準備 (予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2020年度対象者(社員)への「がん検査」案内に向けた準備	現場作業	健康相談受付 【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き、2020年度「がん検査」案内準備(社員)										
	健康管理	4 継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化 (実績) ・1F救急医療室の2020年3月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7-7)支援医師) ・1F救急医療室の4~6月の勤務医師調整 (予定) ・1F救急医療室の4~6月の勤務医師調整 ・1F救急医療室の7~9月の勤務医師調整	検討・設計		1F救急医療室の4~6月の勤務医師調整											
			現場作業	1F救急医療室3月までの医師確保完了 新規追加 1F救急医療室の7~9月の勤務医師調整												
労働環境改善、労働環境改善	5 作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握 (実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 (予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	検討・設計	▼作業員の確保状況調査依頼		作業員の確保状況集約▼			▽作業員の確保状況調査依頼		作業員の確保状況集約▽			▽作業員の確保状況調査依頼			
		現場作業	作業員の確保状況(1月実績/3月予定)と地元雇用率(1月実績)についての調査・集計		作業員の確保状況(2月実績/4月予定)と地元雇用率(2月実績)についての調査・集計			作業員の確保状況(3月実績/5月予定)と地元雇用率(3月実績)についての調査・集計								
労働環境改善	6 労働環境・就労実態に関する企業との取り組み (実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握 (予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック													
		現場作業	作業員へのアンケート(第10回) ▼公表(1月30日)													

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定					1月					2月					3月					4月		5月		備考
			26	2	9	16	23	1	8	15	下	上	中	下	節	度											
労働環境改善		 <p>※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの整備とする。 なお、土留以外においてもG zone内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関する作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。 ※3 図中のG zoneの他、共用プール建屋の一部エリアも対象とする。</p> <p>提供：日本スペースイメージング、©DigitalGlobe</p>	管理対象区域の運用区分 レイアウト																								